## (財政金融委員会)

情 報 通 信 技 術  $\mathcal{O}$ 進 展 等  $\mathcal{O}$ 環 境 変 化 に 対 応 す る た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 銀 行 法 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 する 法 律 案 閣 法 第

四三号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は 情 報 通 信 技 術  $\mathcal{O}$ 急 谏 な 進 展 等 最 沂 に お け る 金 融 を 取 ŋ 巻 < 環 境  $\mathcal{O}$ 変 化 に 対 応 し、 金 融 機 能

 $\mathcal{O}$ 強 化 を 义 る た  $\otimes$ 金 融 グ ル プ  $\mathcal{O}$ 経 営 管 理 機 能  $\mathcal{O}$ 充 実 金 融 グ ル ] プ 内  $\mathcal{O}$ 共 通 重 複 業 務  $\mathcal{O}$ 集 約 及 び 金 融

グ ル プ لح 金 融 関 連 Ι T 企 業 等 لح  $\mathcal{O}$ 提 携  $\mathcal{O}$ 容 易 化 仮 想 通 貨 交 換 業 に 関 す る 制 度  $\mathcal{O}$ 整 備 等  $\mathcal{O}$ 所 要  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講

ず る ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ と お ŋ で あ る。

金 融 グ ル プ に お け る 経 営 管 理  $\mathcal{O}$ 充 実

銀 行 持 株 会 社 B グ ル プ 頂 点  $\mathcal{O}$ 銀 行 に 対 し、 金 融 グ ル プ  $\mathcal{O}$ 経 営 管 理 を 行うことを義 務 付 け る。

共 通 重 複 業 務  $\mathcal{O}$ 集 約 等 を 通 U た 金 融 仲 介 機 能  $\mathcal{O}$ 強 化

1 金 融 グ ル プ 内  $\mathcal{O}$ 共 通 • 重 複 業 務 に 0 1 て 認 可 を受 け た 銀 行 持 株 会 社 に ょ る 実 施 を 認 8 る ほ カゝ 金

融 グ ル プ 内 子 会 社  $\sim$  $\mathcal{O}$ 業 務 集 約  $\mathcal{O}$ 際 に、 銀 行  $\mathcal{O}$ 委 託 先 管 理 義 務 を 銀 行 持 株 会社 に 元 化 す ることを 可

能とする。

2 銀 行 持 株 숲 社 0 子 숲 社 で あ る 銀 行 間 0 取 引 に 0 7 て、 経 営  $\mathcal{O}$ 健 全 性 を損 な う お そ れ が な 1 こと等  $\mathcal{O}$ 要

件 を 満 た す £  $\mathcal{O}$ とし 7 承 認 を 受 け た 場 合 に は 特 定 関 係 者 لح  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 取 引 等  $\mathcal{O}$ 規 制 を 適 用 L な

 $\equiv$ Ι T  $\mathcal{O}$ 進 展 に 伴 う 技 術 革 新  $\sim$  $\mathcal{O}$ 対 応

1 銀 行 又 は 銀 行 持 株 会 社 が 認 可 を受 け て、 基 準 議 決 権 数 を 超 え て 金 融 関 連 Ι T 企 業 等  $\mathcal{O}$ 議 決 権 を 取 得

又 は 保 有 す る こと を 認  $\otimes$ る ととも に、 銀 行  $\mathcal{O}$ 子 숲 社 で あ る 従 属 業 務 を 営 む 会 社 に 求  $\otimes$ 5 ħ る 当 該 銀 行 に

対 す る 収 入 依 存  $\mathcal{O}$ 要 件 を 部 緩 和 す る。

2 電 子 債 権 記 録 機 関 間 で  $\mathcal{O}$ 電 子 記 録 債 権  $\mathcal{O}$ 移 動 を 可 能 とす る た 8  $\mathcal{O}$ 手 続、

処 理 に 関 す る 規 定、 資 金 移 動 業  $\mathcal{O}$ 部 廃 止 に 係 る 手 続 等 を 整 備 す る。

四、仮想通貨への対応

仮 想 通 貨 交 換 業 に 0 1 7 登 録 制 を 導 入 L 口 座 開 設 時 に お け る 本 人 確 認 等 を 義 務 付 けるととも に、 利 用

者 が 預 託 L た 金 銭 B 仮 想 通 貨  $\mathcal{O}$ 分 別 管 理 等 利 用 者 保 護  $\mathcal{O}$ た  $\otimes$  $\mathcal{O}$ 規 定 を 整 備 す る。

五、施行期日

۲ 0) 法 律 は、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 カコ 5 起 算 L て 一 年 -を 超 え な V) 範 囲 内 に お V て 政 令 で 定 め る 日 カゝ 5 施 行 する。

前

払

式

支

払

手

段

に

係

る苦

情

 $\mathcal{O}$